

さいたま市教組新聞

編集・発行/
さいたま市
教職員組合
〒330-0843
さいたま市大宮区
吉敷町4-93-5
大宮教育会館2F
TEL 641-6763
FAX 648-3567
2016.7.12(火)
No.225

市教委との交渉始まる
事務権限移譲・人事評価問題で要求

教職員の生活と権利を 改悪させない

さいたま市教職員組合は、6月1日と17日に「政令市への事務権限移譲」に関する交渉を市教育委員会と行いました。

1日は、主に、勤務時間や休暇・給与など勤務条件に関する事、多忙化解消に関する事、教職員定数改善に関する事について、17日は新しい人事評価についての交渉でした。どちらも20人ほどの組合員が参加しての交渉になりました。

1日は、主に、勤務時間や休暇・給与など勤務条件に関する事、多忙化解消に関する事、教職員定数改善に関する事について、17日は新しい人事評価についての交渉でした。どちらも20人ほどの組合員が参加しての交渉になりました。

1日の交渉では、女性部のNEWS「花かご」に書いたように、子育て休暇や出産休暇、マイリフレッシュや週休日の振り替えの期間など、いま認められている権利が後退しないように訴えました。教職員の勤務は、一般の行政職と違い残業代

がでない点、生徒指導や保護者対応などで時間で切れる仕事ではない点、沢山の児童や生徒の中で生活しなければならぬ点など教師としての特異性を考慮してほしいと要望しました。

このほか、参加者からは、「県よりも勤務条件が悪くなったら、さいたま市から他市に人材が出て行ってしまおう」、「低い方に合わせるのではなく、良い方にあわせて、さいたま市になってよかったです」といえるようにしてほしい、「予算を伴わないでできるものについてはすぐによしてほしい。」などの意見が出されました。

17日は、新しい人事評価制度についてでした。市当局から具体的な提案が出されない中での交渉でしたが、参加者からは、

「今、具体的なものが示されないのに、来年からできるのか?」、「県と同じものではないいけないのか?」という声が出されました。

私たちさいたま市教職員組合は、長い年月をかけて、県教組が県の教育委員会と合意したものを示しながら基本的な部分について確認しました。

1、人事評価の目的は、「賃金に差をつけるために行うもの」ではなく、「学校の教育力を高めるために行うものである」と

2、評価は自己評価を基に行うこと。

3、財源は、従来の特異部分を使い、評価の低い者から評価の高い者へ回すようなことをしないこと。

4、長期的な観点を取り入れ、単年度評価ではなく、毎年度の評価を積み上げることで成果主義的な格差が極力つかないようにすること。

5、青年教職員は、処遇反映について極力差をつけない運用とすること

今の職場の 大変さを 伝えよう

二室中学校分会
横川 雅子

6、評価者研修を徹底すること

なお、今後も交渉を継続することも確認しました。

さいたま市教職員組合は、教職員の生活と権利を守るため制度の改悪を許さない取り組みを進めていきます。

そこで、「教員は妊娠しても、校舎の階段を上り降りしたり、子どもたちが走り回る廊下を移動したり、見ているほうがハラハラするような中で生活しているのです」と説明しました。このように、「同じで不都合があるのか」と考えている人達に、ひとつずつ説明しなければならぬ状況です。

家族介護休暇についても、「市にはそういう休暇がない」というだけで、あまり考えてくれないかもしれません。勤務時間が終わればすぐに帰ることができない市の職員と、年休すら取れず残業手当のない状況で働いている教職員を「同じ」ですませることは困ります。

また、多くの回答が「検討中」なので、はっきりとした回答になっていません。このような状態で、来年から本当に実施できるのでしょうか。

次に6/17には、「人事評価と評価結果の給与への反映」についての交渉に参加しました。人事評価の方法は、「今までと変わりがありません。今まで通りに書けばよい。」という回答でしたが、その結果が給与にどう反映されるのか、具体的なことは何も教えてもらえませんでした。

「給与には、新しい方法で反映する」けれど「どう反映するかは決まっていない」では困ります。反映の方法は決まっていますが、給与に反映する「こと」は決まっています。本当に曖昧なままで、スタートするつもりなのかと不安です。もしかしたら、上から一方的に「この決めました」とぎりぎりになって言い出すかもしれません。

今年度の大きな闘いになると思います。今からでも間に合いますので、交渉への参加や署名の協力をお願いいたします。

今の職場の大きな状況を伝えることも大切です。皆で大変さを伝えていきましょう。

